

令和3年

目黒区教育委員会

第13回定例会会議録

(令和3年4月13日開催)

第13回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和3年4月13日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾敦夫
	教育委員会委員	櫻井道雄
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	川嶋春奈

出席職員	教育次長	谷合祐之
	教育政策課長	濱下正樹
	学校統合推進課長	関真徳
	学校ICT課長	今村茂範
	学校運営課長	香川知子
	学校施設計画課長	岡英雄
	教育指導課長	竹花仁志
	教育支援課長	細野博司
	統括指導主事	石邑由紀子
	統括指導主事	工藤邦彰
	生涯学習課長	高山和佳子
	八雲中央図書館長	伊藤信之

書記		佐藤洋一
		森高健二郎

(議事日程)

日程第1	報告事項	令和3年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）の実施について
日程第2	報告事項	令和3年度学校評議員の委嘱について
日程第3	報告事項	春季休業期間明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について
日程第4	報告事項	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施に伴う区の基本的な考え方について
日程第5	報告事項	区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の実施状況等について
日程第6	報告事項	教育委員会名義の使用承認状況について

資料配布

- ・ <目黒区立学校・園の教員向け>合理的配慮の提供事例集
- ・ 目黒区の特別支援教育 特別支援学級・特別支援教室のご案内

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和3年第13回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は、笹尾委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 令和3年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和2年度分)の実施について(報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 令和3年度学校評議員の委嘱について(報告事項))

- 教育指導課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がありますか。
○委員 まず、学校評議員は最長何年まで続けることができるのでしょうか。
次に、学校評議員が集まる際の構成メンバーは、校長と学校評議員以外にいますでしょうか。
最後に、学校評議員の方から、以前集まりがあった際に給食を食べたという話を聞いたことがあります。学校評議員の集まりは、給食を食べながら行うものなのでしょうか。
○教育指導課長 1点目の任期についてですが、再任が2回まで可能ですので、最長で連続3年までとなります。
2点目の学校評議員が集まる際の構成メンバーですが、各学校により様々で、基本的には、学校評議員は校長の求めに応じてお集まりいただくことになっていますが、学校評価委員会の委員も兼ねておりますので、学校評価をお願いしたい地域の方も一緒に参加して会を開くという場合もあります。
最後に、会の持ち方ですが、学校に任せているところです。学校教育活動や行事等、学校公開で見ただいた後に給食を挟

んで、その後に評価委員会を開催するという学校もあると聞いています。

- 教育長 その他ご質問等ありますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。
 次に日程第3を議題とします。

(日程第3 春季休業期間明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について(報告事項))

- 統括指導主事 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はありませんか。
- 委員 区立小学校の欠席理由で、「家庭の事情等による」の項目に「受験準備」とありますが、この時期の受験準備はどういったものなのでしょうか。
- 統括指導主事 本事由ですが、調査の時期ごとに項目内容の変更をしてはけませんので、受験準備は、冬季休業明けは多くありますが、春季休業明けには、受験準備の方はいません。
- 委員 5ページの参考資料2の小学校の同じ欄には「受験準備」が記載されていなかったもので、今回特別にあったと思ったのですが、いかがでしょうか。
- 統括指導主事 資料作成の過程で、項目内容を統一することにしましたので、参考資料としてつけている過去の調査においては、ご指摘の項目内容を入れていませんでした。
- 教育長 説明の中で、安否確認のできない幼児・児童・生徒について、学校に報告を求めているとありましたが、安否確認のできていない子どもの人数は、どれぐらいいるのですか。
- 統括指導主事 最善の確認方法が、本人と直接会って確認する方法で、次善の確認方法が、保護者から本人の状況を確認する方法です。どのような確認状況か、学校・園に説明を求めています。
 現在、次善の確認方法にとどまっているのは、小学校では22名、中学校では23名でして、保護者とは連絡が取れていますが、現時点で本人と直接会話をしたり、会ったりできていない状況です。
 この後、各学校には、本人と直接会話をしたり、会ったりするよう指導するとともに、それが難しい場合については、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー等、関係機関につ

ないでいくことを指導していきます。

- 教育長 その他ご質問等ありますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。
 次に日程第4を議題とします。

(日程第4 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施に伴う区の基本的な考え方について(報告事項))

- 教育支援課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等ありますか。
- 委員 区の職員の苦勞が伺い知れます。コロナ禍に対応するため、柔軟な人員配置に努めているとのことですが、通常業務を併行するなど、様々な制約の下で苦勞されていると思いますので、柔軟な人員配置を行うために、どのような苦勞をしているのか、そういったこともホームページ等で区民の方々に知らせることを検討していただきたいと思います。これは要望です。
- 教育長 別紙の表中に、網かけのある欄とない欄がありますが、この違いは何でしょうか。
- 教育次長 網かけのないものにつきましては、従来どおり夜間区分の利用の休止を継続しているものです。一方、網かけのあるものにつきましては、今回新たに夜間区分の利用を休止するものです。
- 教育長 その他ご質問等ありますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。
 次に日程第5を議題とします。

(日程第5 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の実施状況等について(報告事項))

- 教育支援課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等ありますか。
- 委員 今説明いただいた法律相談実施状況を拝見すると、相談者は校長が多いようですが、問題を担当している教員は、その場には同席せず、校長が相談結果を担当の教員に伝達する形式なのか、同席して相談することができる形式なのか、どちらでしょうか。
- 教育支援課長 合理的配慮に関する法律相談については、管理職を対象としていますが、例えば、校長と担当の教員、課長と担当の係長など、

関係者も同席することができます。

- 教育長 項番1の目的のところ、「合理的配慮の提供」に関して、円滑な運営に資するため、学校等及び教育委員会事務局の管理職員に、弁護士から法律的な助言を行う。」と記載されていますが、実績を見ると、合理的配慮とは直接関係ない項目についても相談を受けています。幅広く相談を受けていること自体はよいのですが、どの程度の内容であれば相談を受けてもらえるのが不明確だと思います。事務局としての考え方を教えてください。
- 教育支援課長 相談の件名では、合理的配慮に直接関係ないような場合でも、相談をしていく中で、合理的配慮が必要な場合や関連するケースもありますので、法的な相談をしたい場合は、指導主事を通して事務局に相談していただいている状況です。
- ただ、合理的配慮に直接関係ないような案件も確かにありますので、今後、どうしていくかを検討していきたいと思います。
- 教育長 現に合理的配慮とは直接関係ない項目の相談も受けていますが、合理的配慮の範囲を超える相談についても受けてもらえる点について、各校長や各園長には伝えてありますか。
- 教育支援課長 先日の合同校・園長会でもその旨をお伝えしました。以前、合同校・園長会の中で法律相談に関する質問があった際にも、対応できる場合もあるので、まずはご相談くださいと周知しているところです。
- 委員 この法律相談の結果は、外部に公表されることがありますか。
- 教育支援課長 教育委員会で報告するとともに、合同校・園長会では報告しています。
- ただ、対外的には、公表していません。個人情報に関連するケースもありますので、ご理解いただきたいと思います。
- 委員 裏面の項番3の4回目の相談内容への対応は、インターネット等のメディアでも取り上げられた事案でした。このような世間の注目を集める特別な事案については、他の相談の取扱いと一律にせず、世間の情勢も鑑みて、慎重に対応する必要があると思います。その都度で結構ですので、教育委員会で対応の仕方を協議してほしいです。これは要望です。
- 教育支援課長 委員からのご意見も踏まえまして、今後、そのようなケースがあった場合には、ご相談させていただきたいと思います。
- 教育長 その他ご質問等ありますか。

特にないようでしたのでこの報告を受けました。
次に日程第6を議題とします。

(日程第6 教育委員会名義の使用承認状況について(報告事項))

- 生涯学習課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようでしたのでこの報告を受けました。

資料配布
・ <目黒区立学校・園の教員向け>合理的配慮の提供事例集
・ 目黒区の特別支援教育 特別支援学級・特別支援教室のご案内

- 教育長 資料配布についてご質問等がありますか。
○教育長 合理的配慮の提供事例集についてですが、今回、新たに2事例を追加したとのことですが、どの箇所になりますか。
○教育支援課長 13ページの上の部分の事例3の医療的ケアに関する部分を追加しています。
それから、15ページの上の部分の事例7の教科の授業における文字情報の同時提示についての部分を追加しています。
○教育長 特別支援教育に関するパンフレットは、毎年度内容を変えて作成しているのでしょうか。
○教育支援課長 今回は、平成28年度に作成したパンフレットの在庫が無くなったこと、令和3年4月に自閉症・情緒障害特別支援学級を新たに設置したことから、新たにパンフレットを作成したものです。
○教育長 事務局からその他なにかございますか。
○教育政策課長 先週の本委員会で、令和3年度の前期の教育施策説明会開催について報告しましたが、まん延防止等重点措置が東京都に適用されたことから、区としても、イベント会議の中止、延期や、不要不急の外出自粛の注意喚起を行っておりますので、5月8日と15日に予定していた会場参加型の説明会については、中止にしたいと考えています。
なお、オンデマンド配信につきましては、4月26日から配信して、それに対する意見もインターネット上でいただけるよう

対応していきたいと考えています。新たなオンラインによる説明会として、今後も教育施策について、積極的に発信をしていきたいと考えています。

○委員 オンデマンド配信ですので、多くの保護者や地域の方に、情報を伝えてください。見守りメールなどのツールを用いて周知していくことは、事務局で考えていますか。

○教育政策課長 オンデマンド配信をより多くの方にご覧いただきたいと考えていますので、先週の本委員会でもご説明したとおり、今回から幼稚園・こども園、小・中学校の保護者宛てに学校を通じてチラシを配布し周知するように、現在準備を進めています。

 なお、このような情報をメールやSNSで周知していくことに関しましては、周知手段の一つとして今後検討していきたいと思えます。

○学校運営課長 先週の本委員会で、令和3年度自然宿泊体験教室及び学校独自宿泊事業の実施について報告しましたが、まん延防止等重点措置が東京都に適用され、都県をまたぐ移動の自粛が要請されたことに伴い、適用期間内に勝浦市の興津自然学園にて実施予定としてた下目黒小学校5年生につきまして、延期の対応を取ることとします。

 また、今後の感染状況も注視しながら、他の学校につきましても、適宜柔軟に対応してまいりたいと考えています。

○教育指導課長 まん延防止等重点措置が東京都に適用されたことに伴い、学校の教育活動については、感染症対策を講じながら実施していくこととしています。

 ただ、自然宿泊体験教室と同様に、郊外における教育活動については、この期間は延期とし、学校公開についても、この期間については実施しない対応を取ることとしています。

○教育長 その他なにかありますか。

 以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時11分閉会)